

自衛隊および在日米軍関係障害防止対策事業補助金交付要綱

昭和 42 年 7 月 31 日付 42 農地 B 第 2291 号
最終改正 平成 13 年 4 月 13 日付 13 農振 第 538 号

各地方農政局長
殿
北海道開発局長

農林事務次官

- 第 1 農林水産大臣は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 1 項に規定する自衛隊（以下「自衛隊という。」）または日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「在日米軍」という。）の行為または防衛施設の運営に伴い、障害防止事業を実施するのに要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、及び予算科目に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成 13 年 4 月 13 日農林水産省告示第 538 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 第 2 この要綱において「防衛施設」とは、自衛隊の施設または日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 2 条第 1 項の施設および区域をいう。
- 2 この要綱において「障害防止対策事業」とは、自衛隊および在日米軍の行為または防衛施設の運営により生ずる障害を防止し、または軽減するため農業用施設について行う必要な工事に関する事業をいう。
- 第 3 第 1 に規定する障害防止対策事業に要する経費は、次に掲げるものとする。
- (1) 都道府県が行う障害防止対策事業に要する経費
- (2) 市町村が行う障害防止対策事業に要する経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費
- (3) 都道府県が前 2 号の障害防止対策事業の調査設計および指導監督の事務を行うために要する経費
- 2 前項各号の経費に対する補助率は、10 分の 10 以内とする。
- 第 4 法第 5 条、令第 3 条及び規則第 2 条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし、地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長）に提出する。その部数は、正副 2 部とする。
- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。
- 第 5 規則第 2 条の規定による申請書の提出時期は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣）が毎年度別に定める日までとする。
- 第 6 農林水産大臣は、第 4 第 2 項による依頼を受け、法第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により補助金の交付を決定する場合、北海道開発局長に通知する。
- 第 7 都道府県は、規則第 3 条第 1 号イ又はロの規定により、地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣）の承認を受けようとする場合には、別記様式第 2 号の事業変更承認申請書正副 2 部を地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長）に提出しなければならない。
- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に変更承認の依頼を

するものとする。

第8 農林水産大臣は、第7条第2項による依頼を受け、規則第3条第1号イ又はロの規定により変更承認をする場合、北海道開発局長に通知する。

第9 規則第3条第1号の農林水産大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 地区ごとおよび事業ごとに次に掲げる変更

(ア) 工種の新設、変更または廃止

(イ) 工種の構造もしくは工法または施工箇所の変更

(ウ) 工種別の事業量の30%をこえる増減

(エ) 工種別の工事費の30%をこえる増減

(オ) 工事費の工事雑費または地方事務費への流用

第10 都道府県は、規則第3条第2号の規定により地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣）の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由または補助事業の遂行が困難となった理由および補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長）に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に指示内容の依頼をするものとする。

第11 都道府県は、法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取り下げる場合、速やかに取り下げ理由を記載した書類正副2部を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長）に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に申請の取り下げの報告をするものとする。

第12 法12第条の規定による報告は、その障害防止対策事業の施行期間が6ヵ月をこえるものについて、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長）に提出しなければならない。ただし、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長）が別に定める概算払請求書の提出をもってかえることができるものとする。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に遂行状況報告の報告をするものとする。

第13 規則第6条の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長（北海道にあっては、北海道開発局長）に提出する。その提出部数は、正副2部とする。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に実績報告書の報告をするものとする。

第14 農林水産大臣は、第13第2項による報告を受け、法第15条の規定により額を確定する場合、北海道開発局長に通知する。

第15 令第13条第4号および第5号の規定に基づき農林水産大臣が定める財産は、1件の取扱価格が50万円以上（昭和45年度分以前の予算に係る補助事業により取得したものにあっては、5万円以上）のものとする。

平成 年度障害防止対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（北海道にあつては北海道開発局長） 殿

県 （都道府）知事 氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり障害防止対策事業を実施したいので、自衛隊および在日米軍関係障害防止対策事業補助金交付要綱により、補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容および経費の配分（別紙第1のとおり。）
- 3 全体計画の概要（別紙第2のとおり）
- 4 事業完了予定年月日 平成 年 月 日
- 5 収支予算書（別紙第3のとおり）
- 6 都道府県の補助金交付に関する規則または要綱

（注）（1） 6の規則または要綱は、間接補助金の場合のみに添付すること。

（2） 事業内容および経費の配分の記載要領は、次の区分によること。

ア 第3第1項第1号の事業および同項第3号の事務

イ 第3第1項第2号の事業および同項第3号の事務

（3） 収支予算の記載要領は、次の区分によること。

ア 第3第1項第1号の事業および同項第3号の事務

イ 第3第1項第2号の事業および同項第3号の事務

別記様式第2号

平成 年度障害防止対策事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（北海道にあつては北海道開発局長） 殿

県 （都道府）知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で補助金交付の決定通知のあつた障害対策防止事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容および経費の配分を変更し金 円の追加交付（減額承認）を受けたいので、自衛隊および在日米軍関係障害防止対策事業補助金交付要綱により関係書類を添えて申請する。

（注）上記の「関係書類」は、補助金交付が決定された「事業の内容および経費の配分」と変更後の「事業の内容および経費の配分」と、容易に易に比較対照できるよう（様式1）、（様式2）および（様式3）に、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第3号

平成 年度障害防止対策事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（北海道にあつては北海道開発局長） 殿

県 （都道府）知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知があつた障害防止対策事業の遂行状況について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況 （別紙第4のとおり）
- 2 事業完了予定 平成 年 月 日

（注）事業遂行状況報告書の記載要領は、次の区分によること。

ア 第3第1項第1号の事業・・・ } (様式5)
 } (様式6)
イ 第3第1項第2号の事業・・ } (様式5)
 } (様式7)

平成 年度障害防止対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（北海道にあっては北海道開発局長） 殿

県 （都道府）知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知のあったこのことについて、下記のとおり障害防止対策事業を実施したので、自衛隊および在日米軍関係障害防止対策事業補助金交付要綱により報告する。

（なお、あわせて精算額 円の交付を申請する。）

記

- 1 補助事業の成績 （下記（注）の2のとおり）
- 2 収支精算書 （別紙第6および第7（第1表～第7表）のとおり）

（注）1 前年度から繰越した分にあつては繰越分として、別に作成の上提出すること。

2 補助事業の成績の記載要領は、次の区分によること。

ア 第3第1項第1号の事業

イ 第3第1項第2号の事業

3 申請書と実績報告の事業の内容および経費の配分が比較対照できるよう申請書を（ ）の二段書にすること。

別紙第4

(様式5)

1 収支の状況

(1) 収入		県(都道府)		
区 分	予 算 額	収入済額(円)	収入未済額(円)	備 考
国 庫 補 助 金				
県 (都 道 府) 費				
計				

(2) 支 出				
区 分	予 算 額	収入済額(円)	収入未済額(円)	備 考
計				

(注) 1 科目欄には県(都道府)の支出科目により記載のこと。

2 前年度からの繰越分は、別に作成し、

(様式6)

(事業主体)

(地区の所在地)

地区別工種別状況

費目	工種	本 年 度 事 業 費 (A) (円)	請負(既契約)(円)				直営(既着工)(円)				残 額			備 考			
			金額 (B)	出来高 (C)	C/B%	支 払 金 額 (D)	D/B%	金額 (B)	出来高 (C)	F/E%	支 払 金 額 (D)	G/E%	A-(B+E)金額(H)		H/A%	A-(C+F)金額(I)	I/A%

(注) (1) 費目、工種、事業費は(様式1)に準ずること。

(2) 残額に対する工事予定は、備考欄に記載すること。

(3) 前年度からの繰越分は、別表とし、表題に「(繰越分)」を加えて記載すること。

(様式7)

地 区 名	事業主体	工 種	実施計画 (A)		出来高 (B)		間接補助金 交付済額(円)	備 考
			事業量	事業費(円)	事業量	事業費(円)		

(注) 記載要領は、別紙第1(様式1)に準ずること。